

化学物質管理専門家・作業環境管理専門家の要件(1/2)



The Knights

労働安全衛生規則等が改正され、「化学物質管理専門家」、「作業環境管理専門家」という化学物質や作業環境の管理に関わる専門家が新たに設置されました。

労働基準監督署長から化学物質管理について改善を指示された場合に化学物質管理専門家から助言を受ける必要があります(2024年4月より施行)。また、化学物質管理水準が良好な事業場で特別規則等の適用除外を受ける場合には、当該事業場に専属の化学物質管理専門家が配置されていることに加え、外部の化学物質管理専門家の評価を受ける必要があります(2023年4月より施行)。

作業環境測定の結果が第3管理区分と評価された場合、外部の作業環境管理専門家から作業環境の改善可否等について意見を聴く必要があります(2024年4月より施行)。

<化学物質管理専門家の要件(以下のいずれかに該当すること)>

- ① 労働衛生コンサルタント試験に合格し(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る)、登録を受け、5年以上化学物質の管理(粉じん則の適用除外の際には粉じんの管理)に係る業務に従事した経験を有する者
- ② 衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、8年以上、衛生工学衛生管理者の業務に従事した経験を有する者
- ③ 作業環境測定士で、6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
- ④ ①から③までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者*

※同等以上の能力を有すると認められる者

ア 労働安全コンサルタント試験に合格し(試験の区分が化学である者に限る)、登録を受け、その後5年以上化学物質に係る労働安全コンサルタント業務(粉じん則においては、粉じんに係る業務)に従事した経験を有する者

イ (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるCIH労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されている者

ウ (公社)日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会(IOHA)の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者

エ (公社)日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者

オ 衛生管理士(労働衛生コンサルタント試験(試験区分:労働衛生工学)に合格した者に限る。)に選任された者で、5年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

①環境管理に伴う調査・測定・化学分析

②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定

③水道法第20条に基づく水質検査

④製品開発・品質管理に伴う化学分析

⑤アスベスト分析

⑥絶縁油中のPCB分析

⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定

⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



化学物質管理専門家・作業環境管理専門家の要件 (2/2)



<作業環境管理専門家の要件 (以下のいずれかに該当すること)>

- ① 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 労働衛生コンサルタント (試験の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。) 又は労働安全コンサルタント (試験の区分が化学であるものに合格した者に限る。) であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者
- ③ 6年以上、衛生工学衛生管理者としてその業務に従事した経験を有する者
- ④ 衛生管理士 (労働衛生コンサルタント試験 (試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。) に合格した者に限る。) に選任された者であって、3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者
- ⑤ 6年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者
- ⑥ 4年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者であって、(公社)日本作業環境測定協会が実施する研修または講習のうち、同協会が化学物質管理専門家の業務実施に当たり、受講することが適当と定めたものを全て修了した者
- ⑦ オキュペイショナル・ハイジニスト資格又はそれと同等の外国の資格を有する者

ご不明点は、当社 営業担当 又は 分析担当者 杉山、佐藤 (亮) (フリーダイヤル 0120-01-2590) まで、お気軽にお問い合わせください。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤アスベスト分析 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析 |
| ③水道法第20条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |

